

# 告 示

## 埼玉県告示第九百二十一号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川越市

### 二 作業種類

二級基準点測量 一点

### 三 作業地域

川越市大字小室地内

### 四 作業期間

令和二年七月十四日から令和三年二月五日まで